

「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」（素案）

1 目的

この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進し、もって歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行し、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

【自転車】

道路交通法（【自動車等】、5《自転車利用者の責務》並びに10《交通事故の防止のための措置等》（2）（3）において「法」といいます。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいいます。

【自転車利用者】

道路、公園、広場その他の不特定又は多数の者の用に供される場所において自転車を利用する者をいいます。

【交通安全団体】

交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいいます。

【自動車等】

法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいいます。

【保護者】

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいいます。

【自転車貸付事業者】

自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業（17《自転車貸付事業者の登録》（1）において「自転車貸付事業」といいます。）を行う者をいいます。

【自転車小売業者】

自転車の小売を業とする者をいいます。

【自転車損害賠償責任保険等】

自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいいます。

3 基本理念

- （1）自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければなりません。
- （2）自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、それぞれが有している特性についての理解の下に、道路の交通に関する法令を遵守するとともに、相互に尊重することを旨として促進されなければなりません。
- （3）自転車の安全で適正な利用は、自転車の利用が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、地域の活性

化、観光の振興、環境への負荷の低減及び健康の増進に資するものであるという認識の下に行われなければなりません。

4 県の責務

- (1) 県は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとします。
- (2) 県は、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとします。

5 自転車利用者の責務

自転車利用者は、基本理念にのっとり、車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいいます。6《県民の役割》(3)において「車両」といいます。）の運転者としての責任の自覚の下に、自転車に関する交通事故防止についての知識を習得し、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、自転車の利用に当たっては、道路の交通に関する法令を遵守しなければなりません。

6 県民の役割

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとします。
- (2) 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとします。
- (3) 県民は、自動車等を運転する場合には、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等がそれぞれ道路を共に安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとします。

7 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自ら自転車の安全で適正な利用のための取組を実施するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び啓発を行うよう努めるものとします。
- (3) 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとします。

8 交通安全団体の役割

- (1) 交通安全団体は、基本理念にのっとり、道路の交通に関する法令の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとします。
- (2) 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとします。

9 自転車交通安全教育等

- (1) 県は、県民及び事業者が自転車の安全で適正な利用に関する関心と理解を深めることができるよう、交通安全に関する教育を行うものとします。

- (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（以下この項及び14《自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等》（6）において「学校等」といいます。）を設置し、又は管理する者（学校の校長等を含みます。15《自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等》（2）において「学校等の設置者等」といいます。）は、当該学校等に在籍する幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を実施するよう努めるものとします。
- (3) 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な教育を行うよう努めるものとします。
- (4) 高齢者と同居する親族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットをかぶるよう勧奨する等高齢者の自転車の安全で適正な利用に関する必要な助言をするよう努めるものとします。

10 交通事故の防止のための措置等

- (1) 自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等の交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めるものとします。
- (2) 自転車利用者は、幼児（法第14条第3項に規定する幼児をいいます。（3）において同じ。）を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に法第63条の11の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、幼児用座席に備えられたベルトを着用させるよう努めるものとします。
- (3) 保護者は、幼児又は児童（法第14条第3項に規定する児童をいいます。）が自転車を利用するとき、当該幼児又は児童に法第63条の11の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等の安全上の措置を講ずるよう努めるものとします。

11 点検整備及び防犯対策

- (1) 自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとします。
- (2) 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとします。
- (3) 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めるものとします。

12 安全で適正な利用に関する情報提供

- (1) 県は、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとします。
- (2) 自転車小売業者は自転車を購入しようとする者に対し、自転車貸付事業者は自転車を借り受けようとする者に対し、それぞれ、自転車の点検の手順その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行うよう努めるものとします。

1 3 自転車損害賠償責任保険等への加入

- (1) 自転車利用者（未成年者を除きます。）は、その利用する自転車の当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければなりません。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではありません。
- (2) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければなりません。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではありません。
- (3) その事業活動において自転車を利用する事業者は、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければなりません。
- (4) 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければなりません。

1 4 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等

- (1) 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加していることの確認を行わなければなりません。
- (2) 自転車小売業者は、(1)の規定による確認により、自転車を購入しようとする者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行わなければなりません。
- (3) 自転車貸付事業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報の提供を行わなければなりません。
- (4) 事業者は、その従業者のうちに、通勤のため自転車を利用することを常例とする者があるときは、当該者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加していることの確認を行うよう努めるものとします。
- (5) 事業者は、(4)の規定による確認により、(4)の者が、(4)の自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行うよう努めるものとします。
- (6) 学校等（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に限ります。）を設置し、又は管理する者（学校の校長等を含みます。（7）において「学校等の設置者等」といいます。）は、通学のため自転車を利用することを常例とする児童又は生徒があるときは、これらの者及びこれらの者の保護者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加していることの確認を行うよう努めるものとします。
- (7) 学校等の設置者等は、(6)の規定による確認により、(6)の児童又は生徒が、(6)の自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、これらの者及びこれらの者の保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行うよう努めるものとします。

1 5 自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等

- (1) 県は、交通安全団体、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 学校等の設置者等は、自転車を利用する幼児、児童、生徒及び学生並びにその保護

者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めるものとします。

16 自転車小売業者の登録

- (1) 自転車小売業者は、自ら営む自転車の販売業が(2)アからウに掲げる基準のいずれにも適合しているものとして知事の登録を受けることができます。
- (2) 知事は、(1)の登録を申請した自転車小売業者が、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、(1)の登録を行うものとします。
 - ア 14《自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等》(1)及び(2)の規定に違反していないこと。
 - イ 自転車を購入しようとする者に対し、12《安全で適正な利用に関する情報提供》(2)の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行っていること。
 - ウ 上記ア、イに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。
- (3) 知事は、(2)の規定により登録を行ったときは、当該登録を申請した自転車小売業者に対し、登録証を交付するものとします。
- (4) (1)の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。
- (5) (2)及び(3)の規定は、(4)の登録の更新について準用します。

17 自転車貸付事業者の登録

- (1) 自転車貸付事業者は、自ら行う自転車貸付事業が(2)アからウに掲げる基準のいずれにも適合しているものとして知事の登録を受けることができます。
- (2) 知事は、(1)の登録を申請した自転車貸付事業者が、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、(1)の登録を行うものとします。
 - ア 13《自転車損害賠償責任保険等への加入等》(4)及び14《自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等》(3)の規定に違反していないこと。
 - イ 自転車を借り受けようとする者に対し、12《安全で適正な利用に関する情報提供》(2)の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行っていること。
 - ウ 上記ア、イに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。
- (3) 16《自転車小売業者の登録》(3)から(5)までの規定は、(1)の規定により知事の登録を受けた自転車貸付事業者について準用します。

18 登録の取消し等

- (1) 知事は、自転車小売業者が、16《自転車小売業者の登録》(2)アからウに掲げる基準のいずれかに適合しなくなると認めるときは、その登録を取り消すものとします。
- (2) 知事は、自転車貸付事業者が、17《自転車貸付事業者の登録》(2)アからウに掲げる基準のいずれかに適合しなくなると認めるときは、その登録を取り消すものとします。
- (3) 知事は、(1)の規定により登録を取り消したときは16《自転車小売業者の登録》(3)(16(5)において準用する場合を含みます。)の規定により登録証を交付した自転車小売業者に対し、(2)の規定により登録を取り消したときは17《自転車貸付事業者の登録》(3)の規定により準用する16《自転車小売業者の登録》(3)(17(3)の規定により準用する16(5)において準用する場合を含みます。)

の規定により登録証を交付した自転車貸付事業者に対し、それぞれこれらの登録証を返還させるものとします。

19 道路の環境の整備

県は、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができるよう、道路の環境の整備を図るものとします。

20 財政上の措置

県は、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

21 附則

(1) 施行期日

この条例は、令和2年4月1日（予定）から施行します。ただし、13、14及び16から18までの規定は、同年10月1日（予定）から施行します。

(2) 検討

知事は、この条例の施行後5年を超えない範囲内において、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、自転車の利用における安全及び適正の一層の確保を図る等の観点から自転車損害賠償責任保険等への加入、その確認等に係る義務の履行の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。